

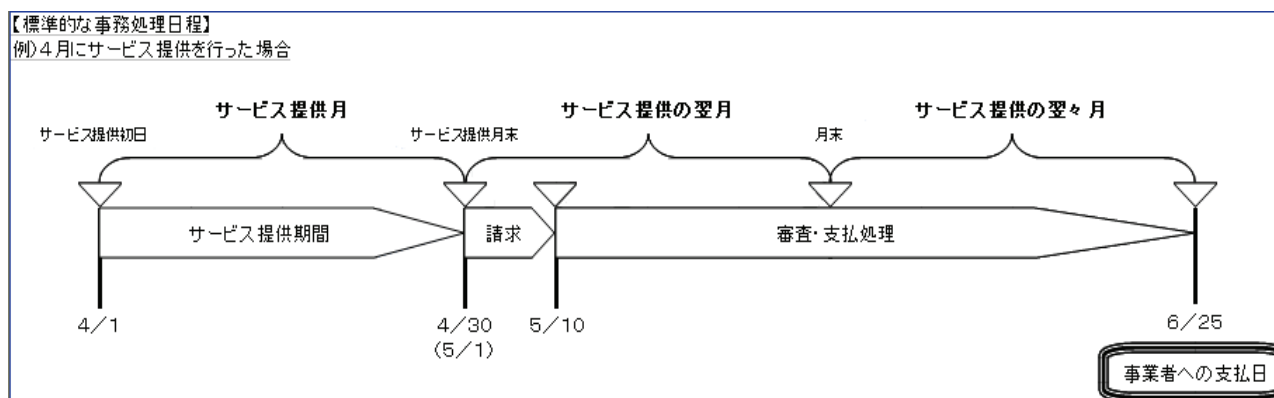
2 請求と支払の仕組みについて

《介護給付費の請求と支払いの仕組み》

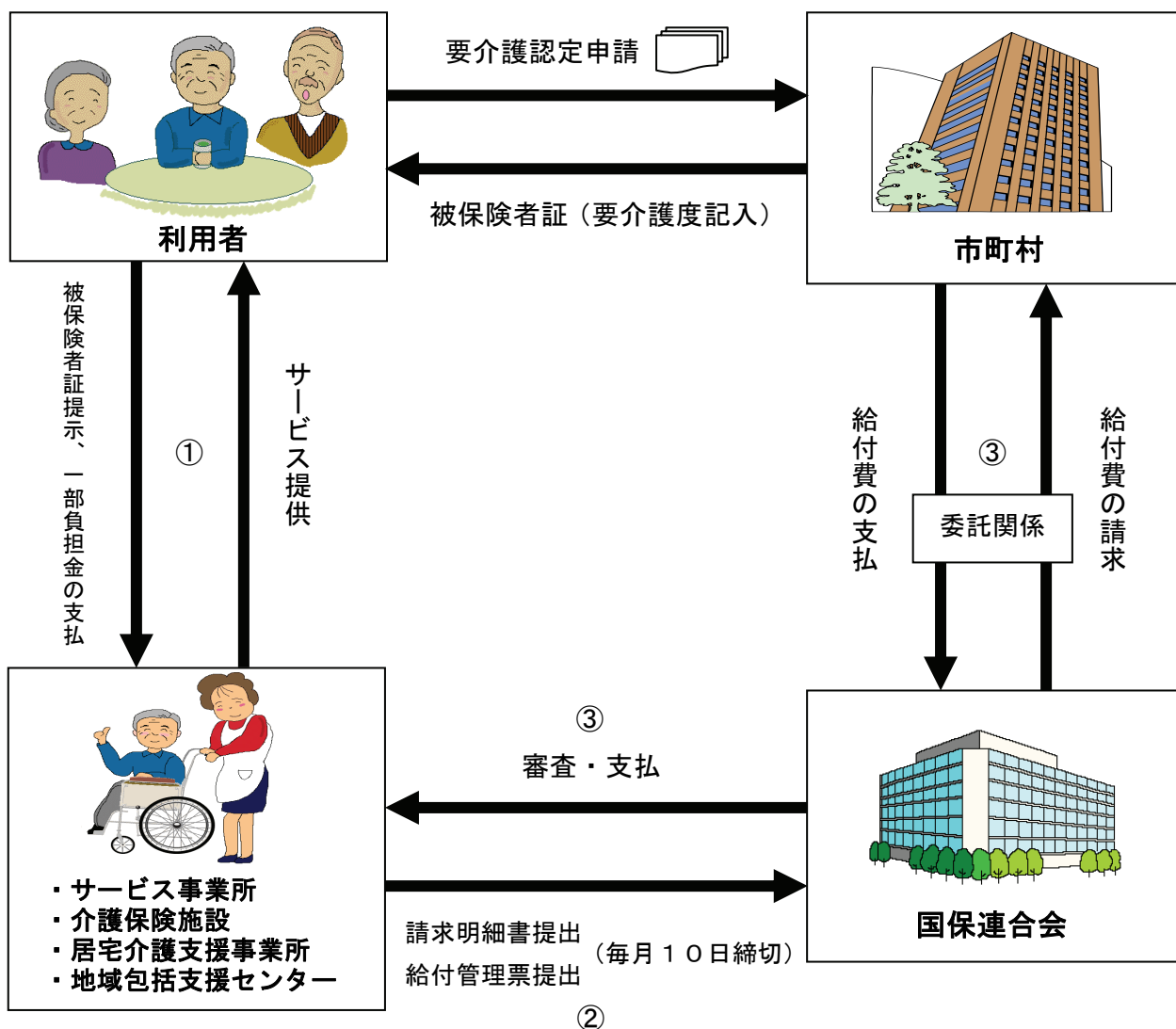
(1) 基本的な考え方

- ① 介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者、並びに地域密着型サービス事業者等（以下「事業者」という）が利用者（被保険者）に提供したサービスにおける介護給付費の請求は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という）へ請求します。
- ② 国保連合会は保険者（市町村）からの委託により、事業者からの請求を受け、審査・支払業務を行うことが介護保険上規定されています。
- ③ 事業者は事業所が所在している都道府県の国保連合会へ請求を行い、当該国保連合会は請求を審査（記載事項・限度額管理）し、保険給付分を支払います。
- ④ 事業所の所在地以外の地域でサービスを提供した場合や、他の都道府県の利用者（被保険者）に対してサービス提供を行った場合においても、事業所が所在している都道府県の国保連合会へ請求を行い、支払いを受けることができます。
- ⑤ 介護保険のサービスは、原則として現物給付となります。事業者はサービス提供時に費用の1割を利用料として利用者から徴収し、保険給付分は国保連合会へ請求して支払いを受けることになります。（ここでいう「1割」とは保険対象費用の総額から9割の保険請求額を差し引いた1円単位の額のことです。）
 なお、ケアマネジメント（居宅介護支援、介護予防支援）については利用者の負担はありません。かかった費用の全額を国保連合会から受け取るようになります。
- ⑥ 国保連合会に請求できる介護給付費は、都道府県知事または市町村長が指定した「指定事業者」、「地域密着型事業者」によって提供されるサービスと「基準該当事業者」の内、市町村と受領委任契約を締結している事業者の提供されるサービスが対象となります。
- ⑦ 国保連合会に請求できるサービスと請求時のレセプト様式は、P 13にある表をご参照ください。
- ⑧ 事業者は介護給付費請求を、原則として伝送(※)もしくは電子媒体等を用いて提出（電子請求）します。

(※) 伝送：I SDN（電話）回線を使用してデータを送受信する方法



(2) 介護給付費請求の流れ



①介護保険指定事業所等は、利用者に対して各種のサービスを提供します。

利用者は原則としてサービス利用料の自己負担（1割）を介護保険指定事業所等に支払います。

②介護保険指定事業所等は、介護給付費請求書・明細書、給付管理票、居宅サービス計画費等を、翌月10日まで（月遅れ可）に国保連合会に請求（提出）します。

③国保連合会では、介護保険指定事業所等からの請求について審査を行い、審査結果に問題が無ければ、各市町村に介護給付費等の請求を行うとともに、介護保険指定事業所等に支払（請求月の翌月25日）を行います。